

平成30年度大分県建設産業魅力発信事業における動画作成及びテレビ放映業務委託における質疑応答（1/2）

大分県建設産業魅力発信推進委員会 事務局
公益財団法人大分県建設技術センター

質 問 事 項	回 答
<p>Q1 動画制作について 5～10分程度の動画を1タイプ制作し、DVD10本以上納品するという理解でよいか。</p>	<p>A1 動画については、5～10分程度のものを10種類以上作成していただくということです。</p>
<p>Q2 テレビ放映について 県内3局全てで放映するとの理解でよいか。 その場合、番組等買取費用も含め予算325万円内で実施するとの理解でよいか。</p>	<p>A2 県内3局すべてで放送する必要はありません。 最低1局以上の放映内容の提案をお願いします。</p>
<p>Q3 YouTubeでの配信について 配信期間の設定はあるか。</p>	<p>A3 配信期間は無期限を想定しています。</p>
<p>Q4 タレント契約について 質問3に付随し、配信の内容により、年間及び期間契約になる場合もある。 すべて予算内で実施するとの理解でよいか。</p>	<p>A4 すべて予算内で実施するという理解で構いません。</p>
<p>Q5 テレビ放映について 「テレビ放映を行う」とありますが、県内民放3局すべてで放送する必要があるか。</p>	<p>A5 A2の回答を参考にしてください。</p>
<p>Q6 動画の作成について 企画提案書作成において、「動画の作成」とありますが、提案時点で「動画の作成」が必要か。 また、10本（業種）以上について提出が必要か。</p>	<p>A6 提案時点では、動画の作成は必要ありません。 また、提案書作成時点で、10本（業種）以上について提出しなくても構いません。 なお、動画のイメージがわかる資料を1種類以上提案していただきますようお願いいたします。</p>

平成30年度大分県建設産業魅力発信事業における動画作成及びテレビ放映業務委託における質疑応答（2/2）

大分県建設産業魅力発信推進委員会 事務局
公益財団法人大分県建設技術センター

質 問 事 項	回 答
<p>Q7 テレビによる動画放送本数について テレビ番組の放映は、作成する動画を放送するという理解でよいか。 また、その場合、作成したすべての動画を流す必要があるか。</p>	<p>A7 作成した動画をテレビ番組の中の1コーナーもしくは単独の番組として放映するものです。原則として、テレビ1放映につき動画1本以上を放映してください。 また、必ずしも作成した動画すべてを放映する必要はありませんが、放映回数および本数は、当該企画提案競技審査時の評価対象とします。 なお、作成した動画は当委員会を通じて、インターネットに配信する予定です。</p>
<p>Q8 テレビ放映の期間と契約日について テレビ放映の期間は契約日からとあるが、契約期間中継続的な露出が必要か。 また、契約日は具体的に何月ごろになるか。</p>	<p>A8 多くの視聴者にご覧いただくため、契約期間内において継続かつ定期的なテレビ放映を希望しています。 また、契約予定日は6月21日（木）を予定しています。 なお、テレビ放映期間は、当該企画提案競技審査時の評価対象とします。</p>
<p>Q9 テレビによる動画放映回数について 作成動画は10本以上とあるが、テレビ媒体での放送も10回以上が必須か。</p>	<p>A9 テレビによる動画放映回数は複数回数以上が望ましいとします。 なお、放映回数および本数は、当該企画提案競技審査時の評価対象とします。</p>
<p>Q10 テレビ放映時の動画の長さ（尺）について 動画の長さについて5分から10分程度とあるが、放送時間については決まりがあるか。</p>	<p>A10 テレビ放映時の動画の長さ（尺）については決まりはありません。</p>